

清流の国ぎふ 下水道場

清流の国ぎふ下水道場要綱

(総則)

第1条 本要綱は、岐阜県内において、下水道事業を実施する自治体及び公益財団法人岐阜県浄水事業公社（以下「公社」という。）が共同で、下水道業務に携わる職員の業務知識の研鑽、技術向上を図るとともに、自治体間での職員の交流基盤の形成するための「清流の国ぎふ下水道場」（以下「道場」という。）を実施する上で必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 道場の参加対象となる者は、下水道事業に従事する県及び市町村職員であって業務経験年数が浅い職員とする。

(職員の育成方針)

第3条 道場では、以下のような職員を育成することを目指すこととし、そのために必要な研修を行う。

- (1) 基礎知識を有するとともに、事業の流れを理解し、先手を打つことができる職員
- (2) 発生する課題やトラブルになどに対し、主体的に行動ができる職員
- (3) 自治体を越えた仲間がおり、仲間と相談をしながら課題等への対応ができる職員

(運営方法)

第4条 運営は、県及び市町村が共同で行い、それぞれが積極的に運営に関わる。
2 開催地は、圏域毎に持ち回ることとする。ただし、広域的な災害等の理由により開催が困難な場合は、この限りではない。

(企画部会)

第5条 道場の運営を円滑に行うために、企画部会を置くものとし、別表1に掲げる部会員により構成する。
2 企画部会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 道場の実施計画に関すること。
(2) その他、道場の実施に必要と認められる事項に関すること。
3 企画部会に、部会長を置く。
4 部会長は、岐阜県都市建築部下水道課公共下水道係長をもって充てる。
5 部会長は、必要があると認めるときは、企画部会員を追加することができる。

(会議)

第6条 企画部会の会議は、部会長が招集する。
2 部会長は、会議の会務を総理する。
3 会議は、部会員の過半数以上の出席により成立する。
4 企画部会の議事は、出席者の過半数以上をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
6 会議は、必要があると認めるときは、書面による開催をすることができる。

(実施計画)

第7条 実施計画は、別記（様式1）を企画部会議の決定を以って作成する。

(事務局)

第8条 事務局は、岐阜県都市建築部下水道課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、道場の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和5年 8月17日から施行する。
この要綱は、令和5年10月18日から施行する。

別表1（企画部会）

部会員	
岐阜県	都市建築部下水道課公共下水道係長
岐阜市	上下水道事業部上下水道事業政策課企画係長
多治見市	水道部工事課第2グループリーダー
関市	基盤整備部下水道課建設係長
中津川市	環境水道部下水道課計画係長
各務原市	水道部下水道課下水道計画係長
本巣市	上下水道部上下水道課上下水道管理係長
輪之内町	建設課上下水道係長
揖斐川町	産業建設部上下水道課下水道係長
坂祝町	水道環境課下水道係長
公社	管理部管理課長

※ 組織改正等により、役職名に変更があったときは、変更後の役職名に読み替えるものとする。